

## 会長挨拶

### 一般社団法人日本温泉科学会の発足

井上 源喜



2017年4月5日東京法務局北出張所で学会法人化の書類が受理され、一般社団法人日本温泉科学会が発足しました。2014年9月4日の日本温泉科学会第67回大会総会で一般社団法人化を検討する方針が承認され、2015年9月10日第68回大会の総会で一般社団法人化の継続審議、2016年9月8日第69回大会総会で一般社団法人化のための定款および役員等の承認が行われました。法人化の検討を始めてから2年半の成果です。本学会は非営利型法人でかつ会員から会費を集め、会員の利益を図る共益活動型法人です。一般社団法人となり、法に定められた法人として運営することにより、組織の基礎がしっかりするため、任意団体と比べて社会的信用が増します。学会名で法律行為（契約、雇用、売買、貸借）が行えるようになり、責任が会長個人から理事に分散し、学会が行う行為や構成員の責任・義務が法的に明確な状態で運営されることになりました。各種委員会の業務や委員会間の役割分担、特に広報・交流委員会、将来委員会および行事委員会の境界を明確にしました。

任意団体である日本温泉科学会大会の総会は通常会員の1/10で成立しますが、一般社団法人の場合は会員の1/2以上の出席が必要です。通常会員全員が社員となった場合は、社員総会の成立は実質上不可能です。一般社団法人で社員総会を成立するために、現行の評議員に10名追加し30名の代議員とし、代議員を社員として社員総会を実施することにしました。代議員選挙では通常会員より代議員30名を選任することになります。理事の選任は代議員選挙の結果を活用し、代議員の上位当選者10名を理事候補とし、監事は代議員から2名を候補とし社員総会で議決することになりました。会長は理事会で互選により選任します。

一般社団法人日本温泉科学会はできるだけ従来の日本温泉科学会会則や規定を踏襲し、定款や規則等を定めました。法人は任意団体の大部分を引き継ぎ、事業年度は4月1日開始で終了は3月31日とし、平成29年度の学術大会は第70回となります。学会の運営は一般社団法人法等に則り対応することが必要ですが、できるだけ現行の方式を踏襲したいと考えております。大きな変更点は、従来は9月の学術大会の総会で重要案件の議決をしていたのが、6月に代議員30名による社員総会で議決することになりました。社員以外の会員も総会に参加して自由に発言できますが、議決権はありません。学術大会では報告会を開催し、会員からの意見を聴取や質疑応答のみで議決はしないことになりましたが、名誉会員記の授与や学会賞の表彰は学術大会で行います。

一般社団法人日本温泉科学会の社会的役割はますます高くなっております。我が国は世界でも類を見ない温泉大国で、年間1億2千万人から1億4千万人が温泉地に宿泊しております。我が国には火山性温泉、非火山性温泉、それに大深度掘削泉を含めれば、日本中どこでも温泉の開発が可能です。泉質は多種多様で酸性泉、中性泉、アルカリ性泉、溶存塩分濃度は淡水から海水以上のものもあります。健康への効果としても多種多様で、特にアトピーへ画期的効果が望める温泉もあります。温泉科学は温泉に関する自然の摂理を明らかにするのは勿論のこと、少子高齢化社会における健康寿命増進のためにも温泉の利用や活用についても研究の推進を図ることが必要です。